

被災された方への救済措置

県立高等学校等の授業料・入学考査料・入学料の減免

中越沖地震により被災された**県立の高等学校、中等教育学校**の生徒の世帯に対して、教育費の負担の軽減を図るため、下記①ア・イのいずれかに該当する場合は、申請により**授業料の減免**を行います。

なお、来年度の**県立の高等学校、中等教育学校、中学校**の新入生の世帯で、下記①アに該当する場合は、**入学考査料の減免**が、下記①ア・イのいずれかに該当する場合は、**入学料の減免**が受けられます。



- ①減免の対象となる世帯等... ア 住居が全壊・半壊又は全焼・半焼した世帯
イ 地震による店舗の損壊や世帯主の入院、失業などにより、世帯の収入が一定の基準額を下回ることとなった世帯
- ②減免の額..... 授業料月額的全額、入学料の全額、入学考査料の全額
- ③授業料を減免する期間..... 平成19年7月分の授業料から平成20年6月分まで

申請の受付は各学校で行います。手続き等の詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

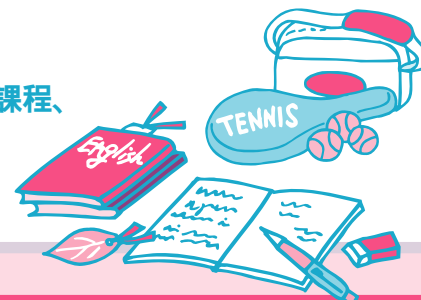
在学している、もしくは受検を希望する**県立の高等学校、中等教育学校、中学校**
県教育庁財務課財務管理係(授業料・入学料) 電話 025-280-5590
県教育庁高等学校教育課審査調整係(入学考査料) 電話 025-280-5609

高等学校等の奨学生を緊急募集

災害救助法の適用地域などで、住宅や勤務先が被災された世帯の生徒を対象に、**高校奨学生の緊急採用の申込み**を受け付けています。緊急採用は、事由が発生した年度末までの貸与となりますが、継続願を提出し、継続が適当であると判断された場合には、翌年度末まで延長されます。平成20年春に高校、大学進学を予定している方を対象にした予約奨学生の募集を今後行う予定です。

お問い合わせ先

在学している、もしくは受検を希望する**高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等専門学校**
県教育庁高等学校教育課審査調整係 電話 025-280-5609



被災地の受験生に対する大学等の対応

被災した受験生に対し、**授業料・入学検定料・入学金の減免等の対応**を検討している**大学、短大、高専**が県内外を問わずあります。詳細については、各大学等のホームページを見るか、直接各大学等へお問い合わせください。

被災による小・中・高校生の転校の弾力的な取扱い

公立小中学校に通学する児童生徒の転校には、原則として住民票の移動が必要ですが、中越沖地震により、やむを得ず住民票を移動せずに一時的に転居する場合もあるかと思えます。このような場合であっても、児童生徒の就学の機会を保障するために、転居先の学校に入学させることが大切です。

県内外を問わず、いずれの市町村でも、被災による転入の希望があった場合には、**住民票の移動がなくても転居地の近くの学校に受け入れる体制**をとっています。

被災のために転校を希望する場合は、まず、現在在籍している学校に連絡・相談をしたうえで、転居先の市町村教育委員会にお申し出ください。

また、県立高等学校に通学する生徒の転校についても、できる限り弾力的に取り扱うこととしていますので、現在在籍している高等学校にご相談ください。



編集後記

ご意見を
お寄せください

中越沖大地震で被害を受けた皆様から心からお見舞い申し上げます。心のケアの内容については、「非常時における子どもの心のケアのために」(文部科学省発行)を参考に編集しました。なお、今回の「かけはし」は、地震の被害を大きく受け、災害救助法が適用された10市町村の児童生徒に配付しました。

〒950-8570 新潟県教育庁総務課企画統計係
Tel 025-280-5587 Fax 025-285-3766
E-mail ng t500010@pref.niigata.lg.jp
(無断転載を禁ず)



本紙は古紙70%
再生紙を使用
しています。



環境に優しい
大豆油インクを
使用しております。